

論 説

辛亥革命と連邦主義

劉 迪

第1節 辛亥革命時の連邦主義

第2節 連邦主義と地方主義

第3節 連邦主義退潮の原因

結 語

辛亥革命は、一面、満州族支配者排斥の民族主義運動であったように見えるが、実際には連邦主義運動であったともいえる。革命は各省の清政府に対する独立の形で実現した。革命の原動力は地方分権の連邦主義からきた。臨時中央政府建設の過程からみても、連邦主義の傾向が顕著であった⁽¹⁾。独立した各地の指導者は頻繁に連邦制を提起し、米国連邦憲法を手本にし、憲法を制定したり、地方及び中央組織に連邦主義要素を取り入れたりした。辛亥革命中、連邦主義の思想は重要なイデオロギーとして注目、主張され、政治勢力と結びついて、政治構造の不可欠の要素となった。これまで、一部の研究者はこの期の連邦主義に注目はしたが、その意義と役割にまで及んでいない。そこで本稿では辛亥革命における連邦主義の役割を明らかにするため、3つの視点からアプローチしてみたいと考えている。第1、辛亥革命時の連邦主義の内容、第2、連邦主義と地方主義との関係、第3、辛亥革命時における連邦主義の意味。

(1) 当該問題の早期研究については、30年代の李劍農 [1930]『最近30年中国政治史』太平洋書店、第10章、楊幼炯 [1931]『近代中国立法史』（商務印書館）第5章は、それぞれ触れたことがある。

第1節 辛亥革命時の連邦主義

辛亥革命時、連邦主義⁽²⁾は瞬時に全国で噴出した。辛亥革命後の中国は、連邦主義がただ構想、主張にとどまるだけではなく、現実の制度として存在していたということがわかる。この時期の連邦主義は、イデオロギー、組織機構及び法制度という3つの側面に現れていた。

辛亥革命後、各地の指導者は中央政権建設に関して、連邦国家建設の構想のことをしばしば提起した。蜂起の指導者は、米国独立時13州にならって各省共同会議を開催するよう呼びかけていた。例えば浙江は独立後、都督程德全が陳其美に送った電文に連邦制の構想を表した。「武漢蜂起後、各省が呼応し、共和政治が全国世論に支持された。物差しがあれば、その結果は成功かどうか判断できるように、アメリカ合衆国の制度はわれわれの模範となるべきである。米国建国の当初、各州の間に動乱が相当あったが、対外には合衆国の旗を掲げ、対内には分裂を制圧し、8年間の戦いで最後の成功を収めたのは、13州会議総機関が統一的に秩序を維持する役割を果たしたためである。第1回、第2回会議を考えれば、各州議会に対する支持という目標にとどまったにすぎない。ようやく第3回会議になって初めて国会の長治久安を確定した。これは歴史が通らなければならない段階である。わが国上海市は、中外情報の集積の地である。交通の便もあり、戦禍をうけないため、急遽米国第1回会議に倣って上海で臨時会議機構を設立し、対内対外の妥当な方法を検討し、国土統一、人道平和の回復

(2) 連邦制とは「かくなるものぞ」という決定的な概念は存在していない。ここでいう連邦主義は連邦制国家を建設しようとする思想をさす。このとき、独立した各省が目指そうとしていた「連邦制」構造は以下の特徴がある。1、各省共同で連邦政府建設。2、連邦憲法と省憲法（約法）の作成、3、省軍隊保有権、4、徴税権、省の地方官制決定権、など。

を実現するため、ぜひ各省が上海に集会の代表を派遣してほしい」⁽³⁾。

同じ時期に、湖北省都督黎元洪も連邦主義を提起した。彼は「連邦国家を建設し、対外交渉をする」⁽⁴⁾と考えていた。独立後、広西省は、各省に通電する際、「対内では独立宣布が重要である。対外では連邦を組織することが急務である」⁽⁵⁾という意見を表明した。山東省独立の際、諮議局が清政府に提起した要求は、連邦制を踏まえている。例えば「憲法は中国が連邦政体と規定しなければならない」⁽⁶⁾ということである。1911年11月14日、貴州軍政府は、『貴州光復並曉諭全省文』のなかで「共和立憲の希望を達するため、本省と各省の人民は大漢連邦民国組織に同意する」⁽⁷⁾とした。なお貴州軍政府は全省宛の電報で「連邦民国を組織し、共和立憲の希望を実現する」と記した⁽⁸⁾。

国家構造形式についていえば、辛亥革命中及びその直後の中華民国は、連合または連邦制の特徴を有していたともいえる。

まず、中央政府権限の淵源は「各省」にあるということである。辛亥革命後、絶対的な実力者は不在であったので、中央權威の再構築は各地方の共同同意が必要であった。臨時中央政府の建設は米国独立後の大陸会議に倣って、各省督都府代表会議の合意により推進された。新中央政府を組織するにあたって各省軍政府がそれぞれ代表を派遣し、新国家建設をした。その過程において連邦主義の色彩が濃厚であった⁽⁹⁾。

(3) 『民立報』1911年11月14日、『辛亥革命在上海史料選輯』751-752頁。

(4) 許師慎「黎元洪皓電」『國父當選臨時大統領実録』4 頁国史館。

(5) 同上。

(6) 李劍農 [1931]『最近30年中国政治史』上海太平洋書店463頁。

(7) 貴州社会科学院編 [1981]『貴州辛亥革命資料選編』貴州人民出版社13頁。

(8) 同上16-18頁。

(9) 臨時中央政府の建設には3つの段階がみられる。

第1段階、1911年11月15日から28日まで上海で開催され、下記の問題について議決された。一、臨時権力機構の名称を「各省都督府代表連合会」とする。二、「武昌を民国中央軍政府とし、鄂軍都督府をもって中央政務を執行することを承認する」。三、各省代表は臨時政府組織問題について武昌において論議する。

大統領の選出も各省代表から行われた。1911年12月29日、各省代表連合会は臨時大統領選挙を行い、17省都督代表は1省1票の規定に基づき投票し、孫文は16票で中華民国臨時大統領に当選した⁽¹⁰⁾。

次に、参議院だけの一院制ということである。『組織大綱』も『臨時約法』も一院制と規定している。

『臨時政府組織大綱』の規定によると、臨時国会は地域代表制の参議院だけである。参議院の構成も連邦の特徴を有している。当該組織大綱の規定によると、参議院は各省都督府より派遣された議員によって組織される(8条)。臨時参議員の選出は省を単位とする。その派遣方法は各省都督府によって定める(9条)。

参議院の職権として臨時法律議決、予算、決算、税法、幣制、公債発行などを決定できる。

参議院は地域代表制であり、各省は平等な地位を有している。正に連邦主義の色彩がみられる。参議院における各省議員数は、一律3人である。参議院会議の際、1人1票で議決する。

中華民国臨時政府成立後、参議院は『臨時政府組織大綱』に対して修正を加え、『中華民国臨時約法草案』を起草した。1912年3月8日、南京参議院はそれを可決し、11日孫文臨時大統領は『中華民国臨時約法』として公布した。臨時約法は7章56条からなっている。責任内閣制度の導入によって参議院の権限は増大し、政治権力は地方分散化と繋がった。

臨時約法は、参議院に多大な権限を付与し、地方の権限を強化した。参

第2段階、11月30日から12月8日まで武漢で開催され、主要な課題は以下であった。一、『中華民国臨時政府組織大綱』(以下『臨時政府組織大綱』と略す)可決。二、各省代表は南京で臨時大統領選挙を行う(46)。

第3段階、12月12日から31日まで南京で各省代表大会が開催された。以下のことが行われた。一、臨時大統領選出。二、『臨時政府組織大綱』の修正。三、各省より3人ずつ派遣し参議院を組織(47)。朱勇編[1999]『中国法制通史(9巻)』中国法制出版社351-353頁。

(10) 朱勇前掲書358頁。

議院は各地方の代表によって構成される（17条）。参議員は各行省、内モンゴル、外モンゴル、チベットから5人ずつ派遣し、青海から1人派遣する。その選出方法は各地方が定める。参議院議決時、1人1票である（18条）。大統領、副大統領も参議院議員によって選出され、出席議員3/4以上、投票総数2/3以上のものは当選する（29条）。約法修正も参議院の議員によって行われる（55条）。

『臨時政府組織大綱』と比較すると、『中華民国臨時約法』のほうが参議院の権限が拡大したといえる。

当該組織大綱制定当初、米国式大統領制と定めたが、『臨時約法』になると、責任内閣制に変更された。中央政務は國務員によって構成された内閣によって行われる。國務員は國務総理と各部総長によって構成される（43条）。『臨時約法』のなかで、『組織大綱』と同様に、大統領は依然国家元首ではあるが、法案の提出、法律の公布及び命令發布などは、すべて國務員の副署を以って初めて有効となる（45条）。なお、大統領は参議院会議に出席できない。しかし、國務員は参議院会議に出席できるし、発言もできる（46条）。

更に立法権による行政権への監督も強化された。『組織大綱』における参議院の権限は大体立法権限に限られていたが、『臨時約法』になると、参議院による行政機構への制約権限も強化された。臨時大統領の行政行動と意志決定は、参議院の同意を得なければならない。

これらの変化の背景には、革命党の臨時約法を利用し、袁世凱の専制独裁を制限するという意図があった。辛亥革命後、孫文は臨時大統領に就任したが、その後、孫は共和制擁護を条件として袁世凱に大統領の座を譲ることを表明した。一方、孫文をはじめとする革命党は袁の就任後の独裁を恐れ、『組織大綱』に規定された大統領制を『臨時約法』の責任内閣制に切り替えることによって大統領の権限を大幅に制限した⁽¹¹⁾。

(11) 邱遠猷 [1997] 『中華民国開国法制史——辛亥革命法律制度研究』首都師範大學出版社、371-372頁。

1912年2月22日、参議院は『中華民国臨時約法』27条（「参議院法は参議院によってみずから制定する」）に基づき『中華民国参議院法』を起草し、3月27日に可決した。1912年4月1日、孫文は『参議院法』を公布した。これは中国の初めての国会組織法である。『参議院法』は18章105条によって構成された。当該参議院法は参議院に多大な権限を付与した。参議院は『臨時約法』29条の大統領、副大統領選挙の権限に加え、大統領弾劾、国務員弾劾の権限も規定された。更に、「大統領弾劾案可決後、即日全案を最高裁判所に通知し、5日以内9人の特別法廷を組織し、審判する」と規定した。

第三は、省憲法作成と「省級邦国」の意識である。各省軍政府は多くの法律、法令、条例、章程を公布した。例えば『中華民国鄂州臨時約法』⁽¹²⁾、『中華民国江蘇軍政府臨時約法』⁽¹³⁾、『蜀軍政府政綱』⁽¹⁴⁾、『浙江軍政府約法』⁽¹⁵⁾、『江西省臨時約法』⁽¹⁶⁾、『貴州憲法大綱』⁽¹⁷⁾、『広西臨時約法』⁽¹⁸⁾などである。省の約法を省憲法とする意識は確かに存在していた。山東省独立の際、諮議局は清政府に「地方官制、地方税制は各省自己で規定し中央政府は干渉してはならない」「省諮議局章程を省憲法とし、自由改訂できる」「各省は自己軍隊訓練権を有する」など要求した⁽¹⁹⁾。武昌軍政府が作成した『中華

(12) 『中華民国鄂州臨時約法』第1条は下記のように規定している。「中華鄂州人民は、取得した鄂州土地を境界とし、鄂州政府を組織し統治する。其他の州についても暫時鄂州政府の統治下に置き、中華民国成立時、改めて区域を決定する」。第3条「中華民国成立後、当該約法は取り消し、中華民国憲法の規定に従うべきである。ただし鄂州人民が統治している鄂州境域内においては、中華民国の承認を得た上、みずから鄂州約法を定める」。

(13) 周新国、劉曉寧編『辛亥江蘇克復』江蘇文史史料編集部1981年版、253-254頁。

(14) 重慶地方史料組編印『重慶蜀軍政府資料選編』1981年。

(15) 『辛亥革命』資料叢刊、上海人民出版社、1957年第7冊143-147頁。

(16) 『辛亥革命資料』中華書局1961年版618頁。

(17) 貴州社会科学院編「1981」『貴州辛亥革命資料選編』「1981」貴州人民出版社、1981年。

(18) 『辛亥革命在広西』広西人民出版社、1961年版下冊、第104-109頁。

(19) 李劍農前掲書463頁。

『民国鄂州臨時約法』は、将来の『鄂州約法』を省憲法と位置付けている⁽²⁰⁾。1911年12月25日『貴州憲法大綱』は貴州を省級邦国と規定した⁽²¹⁾。『貴州憲法大綱』は貴州国領土と政体、貴州国の立法院、行政院の構成及びその権限、司法院の構成と権限、人民の権利と義務⁽²²⁾などを規定した。なお『貴州憲法大綱』は中華民国を連邦共和国と規定した⁽²³⁾。

地方政権の約法も欧米憲法の影響を受けている。例えば貴州軍政府は、まず清朝の諮議局を立法院に改名し、その立法院によって米、仏、独、瑞諸国の憲法に倣って「憲法大綱を起草し、共和政権の枠組を定める」⁽²⁴⁾とした。

貴州憲法大綱の立法背景について、立法者たちは次のように説明していた。「中国領土の広大さ及び現在独立情勢から推定すれば、将来は連邦国になるであろう。連合の憲法については、共同制定の憲法である。各省自治の憲法は、特定憲法である。憲法は諸法律の源である。共同憲法は、各邦共同の協議作成を待たなければならない。特定憲法は、（省自身にかかわるものであるが、特に）急がなければならない。現在の情勢に鑑み、国憲大要を起草し、我が全国民に批判を仰ぐ」⁽²⁵⁾。

第2節 連邦主義と地方主義

清朝末期以降、地方主義が増大した。1911年の武昌蜂起後、各省は、相次いで清政府に対して独立を宣告した。辛亥革命後、元来の中央權威は失

(20) 『中華民国鄂州臨時約法』第3条は次のように規定している。「中華民国完全成立後、当該約法は取消し、中華民国憲法の規定に従うべきである。ただし、鄂州人民が鄂州政府統治区域以内において、中華民国承認を得た上、鄂州約法をみずから制定できる。

(21) 貴州社会科学院編 [1981] 16-18頁。

(22) 同上。

(23) 同上。

(24) 同上。

(25) 同上。

墜したが、如何に新たな中央權威を再建すべきかが問題となった。辛亥革命後の中央政府は、各省の合意に基づき成立したものであるので、強い連邦的な志向がみられる。辛亥革命時代の連邦主義は、清末の広範な地方主義と複雑な関係を有している。外来の連邦主義は中国本土での接合点——地方主義を通してその影響を拡大したのである。一方、清末以来醸成された地方主義は、辛亥革命のなかで各地の独立を促進し、西洋から輸入した連邦主義思想とをミックスし、現実政治思想として役割を果たすようになった。

1912年、中華民国は形式上、単一制を採用していたが、民国初年、実態は、連邦国家に類似していた⁽²⁶⁾。辛亥革命当時の中国中央政府の状態について、香港の『華字日報』は次のように指摘している。「政府は中央政府と主張しながら、南方諸省は事実上独立しているのと変わらない。外交を除いて、例えば人事権、財政権、軍政権などは、すべて南方諸省の都督が自ら行う。袁は干渉できないし、干渉の度胸もない。今日まで、中央に滞納している税金に対して、催促さえできない。陸軍は地方駐屯の軍隊を再編成もできない。各省の人事に関しては、都督は、朝に総統に推薦電文を送り、夕べには総統から任命を受ける。反対に、総統は、朝に任官の令を発し、都督は、夕べには反抗の争いを起すであろう。これらの局面の展開は明らかである」⁽²⁷⁾。

辛亥革命時代の連邦主義者はさまざまな勢力を含んでいるが、基本的に清末以降勢力増大した地方主義者と革命党という二種類である。

第一種類は、各省の地方実力派である。彼らは、各省軍政府の要職を担当しているので、連邦主義をもって自己の利益を正当化しようとした。

(26) 「民国第一年はきわめて異常であつた。総統は事実上の連邦を統括していた。にもかかわらず、ますます単一的中央集権の国家機構を建設したいとした。John King Fairbank編 [1993]『ケンブリッジ中国史（中華民国（上））』（中国訳）中国社会科学出版社252頁。

(27) 『華字日報』民国2年1月29日。

19世紀中葉以降、中国の各地では、尾大不掉の傾向が強く、清廷は各省をほとんど統制し得なかった。太平天国弾圧時、中央は各省に団練⁽²⁸⁾募集を依頼する一方、督撫は將軍を兼任すると共に、軍費調達も行った。督撫は民政と軍事との権限を持つようになった。戸部は督撫に命令できないし、布政司の地位も低下した。その職は督撫より推薦するものであるため、督撫の支配下に置かれた。その後地方自治が行われ、地方収支は各自で管理するようになった。

財政上の分権制として、戸部（財務省に当たる）が督撫に直接に指揮命令ができなかったことである。建前上は、督撫の不法支出に対して戸部には「駁議」しうる権限があつて、皇帝に弾劾して、皇帝の監督権を発動させることができるという仕組みになっていたが、実際には駁議権はほとんど行使されなかった⁽²⁹⁾。

清朝初期、財政は中央集権制であつた。戸部は各省の収支をコントロールした。中央は各省に布政使司（藩使）を派遣し、朝廷使者として藩庫を制御した。中央政府は解款制度（中央へ税収納付）を利用して各省の収支をコントロールするというものであつた⁽³⁰⁾。

督撫権力の拡張につれ、国家政治の地方移行現象が現れた。各省はめいめい「勇營」⁽³¹⁾募集を行い、その後、各省の督撫は各自募集、各自訓練す

(28) 18世紀末に四川、陝西、湖北三省の境の地域で白蓮教農民一揆弾圧の際、清政府軍は惨敗した。その後清政府は、農民一揆弾圧のため、地方武装を奨励するようになった。最初、「団練」は地方官吏監督下の地方郷紳武装であつた。村を拠点にし、武装自衛する。19世紀中期にはこのような地方軍隊が各地に組織された。

(29) 財政上の分権制として、戸部（財務省に当たる）が督撫に直接に指揮命令ができなかったことである。建前上は、督撫の不法支出に対して戸部には「駁議」しうる権限があつて、皇帝に弾劾して、皇帝の監督権を発動させようという仕組みになっていたが、実際には駁議権はほとんど行使されなかった。

地方勢力と清末政局との関係については、謝俊美 [2000]『政治制度与近代中国（増補版）』上海人民出版社89-106頁参照。

(30) 坂野正高 [1973]『近代中国政治外交史』東京大学出版会44頁。

(31) 太平天国蜂起のとき、政府軍の「旗軍」、「緑營」などは戦闘力がなかったた

るようになった。清末は「兵為将有（兵士は將校に所屬する）」となった。清末「朝廷は手を拱く督撫を待つ」⁽³²⁾となった。

1900年に現れた「東南互保」⁽³³⁾問題は地方主義勢力増大の重大性を十分反映している。「東南互保」にみられる軍事の面で中央の指令を拒み、外交主権の面で勝手に行動するやり方は、伝統体制のもとでは理解しがたかった。

維新派は地方政治を鼓吹していた。梁啓超は地方自治が文明政治の象徴であると⁽³⁴⁾考えていた。彼は地方自治が強ければ民権が保障されるとも言った⁽³⁵⁾。

清朝末期の地方自治の声は、専制政体のもとで民権を勝ち取るための運動であるが、その後成立した各省諮議局は、清朝政府中央集権に対抗する合法基地となった。諮議局の役割は省議会にあたる⁽³⁶⁾。1907年9月、清政府は民衆の立憲要求、官制改革などに応じるため、「公正明達官紳」を選出するよう、各省督撫に諮議局開設を命じた。各省の行政権限を拡大し、1908年7月、憲政編查館が上奏した『諮議局章程』は許可された。当該章程は12章62条からなっている。諮議局の方針としては「各省の輿論収集の場であり、省内の善惡を指摘し、地方の治安を維持する」としている。其の他、省予算決算、公債、税法議決などである⁽³⁷⁾。諮議員は間接選挙であった。一般的にいえば、地方の有力者が議員として選ばれた。地方の政治

め、曾國藩は農民を募集し、「勇營」という軍隊を作った。その後、「勇營」は国軍の地位を得た。

(32) 康有為「裁行省議」『康南海文集』4冊。

(33) 劉迪「中国連邦主義の思想と運動——その研究史に関する——考察——」『比較法学』第33巻第2合（通巻第65号）253頁注（18）参照。

(34) 梁啓超「敬告留学生諸君」『飲冰室文集』十一。

(35) 梁はフランスを例として、次のように述べた。「フランスは民主主義国家と言いながら、その民主の実績は英国に及ばないことは、その地方自治の力が英国に及ばないからである」。梁啓超「答某君德国日本裁抑民権事」『飲冰室文集』十一。

(36) 朱勇前掲書118-119頁。

勢力は諮議局の選挙によって再整合された。辛亥革命の際、各省の省諮議局は独立にとって、主要な役割を果たした。

清末、さまざまな要素が中国の地方主義を刺激した。たとえば、清政府が行っていた新政は地方勢力を助長し、地方産業の発展は地方主義を強化した。清朝末期の新政改革は、沿海各地など、一部の地域産業を促進したので、地域の求心力が高まった。

清末、郷紳階層は新たに勢力を整合し、再結成した。1905年、清政府は科挙制度を廃止した。これも地方郷紳の中央からの離反の理由となった。地方知識人のエネルギーの道筋は中央から地方政治へと方向転換された⁽³⁸⁾。

この時期、さまざまな改革は、すべて清政府の中央集権化のために行われたものである。その結果、中央政府と地方との間の信頼関係は破壊された。「辛亥革命は、各省の北京政府権力強化への反発である」⁽³⁹⁾。例えばもっとも顕著な例として、武昌蜂起数ヶ月前に、四川諸省の「保路運動」⁽⁴⁰⁾があった。清政府は四川、湖北、湖南、広東四省の士紳から鉄道の利権を取り上げようとしたので、地方利益との衝突を惹起し、地方からの離反を招いた。地方の人々は自分の利益が中央に奪われてしまうと感じた。武昌新軍は、「保路運動」の機会を利用し、呼応という形で蜂起したのである。

辛亥革命の過程において、各省が清政府に対して独立を宣言する際、地方主義の色彩が多くみられた。例えば、辛亥年10月7日清朝督軍趙爾豊は四川独立宣言のなかで次のように述べた。「今日、四川は四川人による自

(37) 同上121頁。

(38) 許紀霖、陳達凱編 [1995]『中国現代化史（第一巻1800-1949）』上海三聯書店19, 250-251頁。

(39) 前掲Jonh King Fairbank [1993] 253頁。

(40) 1911年5月、清政府は川漢鉄道、粵漢鉄道国有化を宣言。それをもって諸外国借款の抵当としようとした。この決定は関係地方各省の人々の利益と衝突し、広汎な反対があった。各省は、諮議局を中心として清政府と争った。前掲許紀霖、陳達凱編 [1995] 266-267頁。

治で治める。軍隊は四川の子弟であり、全四川保全の責任を負う」⁽⁴¹⁾。これをみると、広西独立も同様な地方主義の色彩がみられることがわかる。沈秉坤は「広西は広西人の土地であり、広西人によって主宰すべきである」⁽⁴²⁾とも述べた。

中国の国家構造については、中央集権説が一般的ではあるが、日本の中国問題研究者織田万（1864—1945）⁽⁴³⁾は、清朝中国を分権国家とさえみなしていた。彼は二つの理由を取り上げた。第一、地方長官（総督、巡撫）は皇帝に直属し、中央官庁（六部）とは対等で、その指揮命令を受けない。第二、中央諸官庁は相互に対等で、其々が皇帝に直属する⁽⁴⁴⁾。なお、総督・巡撫が、皇帝に上奏文によって報告を送るが、中央諸官庁とは互いに諮文という対等の公文書の形式、及び「函」という非公式の文書によって、交信する。逆に、六部は総督、巡撫に対して直接命令が下せない。皇帝に上奏して、上諭を出させるという形でしか動かすことができない⁽⁴⁵⁾。

なお、清朝以前の中国は、特別な国家支配構造を有していた。郷里制度のうへ、郷紳階層が存在していた。郷紳は4種類の人を含む。第一、退職の官僚。第二、農村に一時在住の官僚。第三、郷里のリーダー。第四、農村在住の自由郷紳⁽⁴⁶⁾などであった。中央は直接地方、特に郷まで干渉しない。なぜかという、国家の意志決定は「郷紳階級全体には、基本的に逆らうことができないということによって抑制されていた」⁽⁴⁷⁾からである。

(41) 「趙爾豊宣示地方自治文」周開慶編『四川与辛亥革命』321頁。民国53年，台北，四川文献社。

(42) 中華民国開国五十年文献会編『開国規模』232頁。

(43) 織田万，代表作『清国行政法』（1910-1914）。

(44) 坂野正高 [1973] 17頁。

(45) 前掲書32頁。

(46) 郷紳についての早期研究はChung-li Chang（張仲礼）の著作は面白い。Chung-li Chang [1955] *The Chinese Gentry, Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society*（中国紳士——関于其在19世紀中国社会中作用的研究）上海社会科学院出版社。郷紳の定義は趙秀玲下記の本を参照。趙秀玲 [1998]『中国郷里制度』社会科学文献出版社，240-250頁。

(47) ホール・J.A. 他著[1996]『国家』昭和堂44頁。

中国政府の末端への支配は、儒教伝統を有している知識人—農村郷紳を通して郷自治を行った。国家はこれらの人々に特権を与えた⁽⁴⁸⁾。官と民の間に立つ中間階層である。農村郷紳階層の存在によって、地方の農村部の自己管理は可能となった。基礎としての農村地帯は、国家権力が及ばないが、国家と対立関係でもない。「ほとんどの社会的規範は、親族システムによって創出され、強化されたものであり、そのおかげで国家に反対するということなどはほとんど起らなかった」⁽⁴⁹⁾。

第二、辛亥革命時、革命党は連邦主義をもって中央集権に対抗しようとしたが、その主張は、連邦主義と清朝末期の地方主義とを巧妙に結合したものである。注目しなければならないのは、これらの人々は連邦主義者であると同時に民族主義者でもあった。

清朝末期、連邦主義は中国の啓蒙者によって紹介された。欧陽甲、楊守仁、梁啓超、孫文など啓蒙者、革命者は数十年間、米、独及び瑞諸国の連邦制を手本として紹介してきた。1895年、孫文が興中会創設の際、米国式の「合衆政府」の建設を提起したが、戴季陶の解釈によると、「合衆」は連邦の意味である⁽⁵⁰⁾。1900年前後、梁啓超はスイス連邦関係の論文を書いて、中国での連邦制を期待した⁽⁵¹⁾。1902年欧陽甲は各省自立後、中国各省のうえに全国総政府を設立すると提案した。「ゲルマン連邦、合衆国連邦の例」に倣うということであった⁽⁵²⁾。1903年楊守仁は「新湖南」を公表し、湖南独立を唱えた⁽⁵³⁾。

1900年以後、革命党及び立憲派は、地方での蜂起や各地方での反清政府

(48) 郷紳は郷里社会規範に制限されながら、特権を有している階層である。彼らは政治、経済、身分及び法律の特権を享受している。前掲趙秀玲 [1998] 書 250-254頁。

(49) ホール・J.A. 前掲書44頁。

(50) 戴季陶 [1914]『中華民国と連邦組織』中国図書公司 3 頁。

(51) 梁啓超 [1901]「盧梭（ルソー）学案」 [1941]『飲氷室文集之六』上海中華書局109頁。

(52) 欧陽甲「新広東」[1965]『辛亥革命前十年時論選』人民出版社。

(53) 楊守仁「新湖南」[1965]『辛亥革命前十年時論選』人民出版社。

行動に期待していた。なお彼らはしばしば連邦主義を中央政府への反抗に対するの理論武器としていた。1900年唐常才は両湖で独立計画を立てた⁽⁵⁴⁾。同年、孫文と香港総督 H. A. Blake は広東独立を計画した⁽⁵⁵⁾。この年6月上旬、惠州蜂起の前夜、孫文は「我々の最終目的は、華南人民と協議し、中華帝国の一部を分割し、新しい共和国を建設しようとする」⁽⁵⁶⁾と述べた。彼は、惠州蜂起勝利後、「中心の地を選択し」、「例えば南京、漢口などを都にする」。「国都において中央政府を設立し、全国を管理する。各省において自治政府を設立し、分別管理する」⁽⁵⁷⁾と考えていた。

勿論、彼らの「独立」は、真にこれらの地域を中国から離脱させることではなかったが、結果として連邦主義思想の宣伝となった。

革命党も連邦主義をもって袁世凱政府の中央集権努力に対抗した。同盟会員である広東督都胡漢民は「革命勢力は各省にある。専制余毒は中央に積もっている」。更に、地方の勢力をもって中央を牽制し、共和制を維持しようとして次のように述べた。

「——中国は広く、交通は不便である。清朝末期、中央集権をもって勢力挽回をしようとしていた。中央は権限を有しながら義務を果さず、地方は責任を持たされたが権限は与えられなかった。清朝は突然滅びた。しかしその勢力は首都には残ったが、地方においては衰弱した。こういう現状は必ずしもすべてよいとは限らない。中国は君主制から共和制に変わったので、日本とは比較できない。米国は13州をもって連邦結成し、共和制を定めたので、もう後退することはない。中央集権という法制度に限定すると野心家は再び乗じようとするであろう。われわれは如何にすべきか。革

(54) 唐才常 (1867-1900)、君主立憲派。1900年上海で自立会組織、同年8月漢口で蜂起計画。情報漏洩で逮捕、処刑された。

(55) 劉迪「孫文の連邦主義について」『法研論集』早稲田大学大学院法学研究科92号 (1999年12月) 218-222頁。

(56) 「与宮崎寅藏平山舟的談話」[1981]『孫中山全集 (第1巻)』中華書局172頁。

(57) 前掲『孫中山全集 (第1巻)』193頁。

命は、首都にある清朝勢力を破壊できなかった。権力者の脳裏には依然千百年専制しかない。仮にその野望に対して無対策であるならば、共和制はすぐ壊されてしまう。そうなれば、富強の望みは実現できるもんか」^{〔58〕}。

当時、連邦主義の影響は極めて強かった。袁世凱の幕僚でさえ連邦制の傾向があった。たとえば、民国初年、袁世凱の農林、工商総長張謇は民国元年内閣に次のように提言した。

「国土広大、種族不一、最も共和分治に適している。理論上、ルソーの民約論によると、国が大きすぎ、中央の支配力が及ばない憂いがある。むしろその勢いは分治に適している。欧米各国の連邦共和国制度は、ルソーからきたものである。事実をもって裏付けるならば、米国国土は、その面積は中国に近い。従って共和制という制度は近代国家建設には最も有効手段であり、業績も上がる。これはその証明である。スイス連邦は最も種族が複雑である。欧州のすべての種族が、スイスには存在する。論者はそれを欧州の縮図と喩えている。しかし共和政治も強固になり、政治業績も良好である。絶対分裂紛争の憂がない」^{〔59〕}。

上記のような連邦主義傾向に対して、孫文は臨時大統領就任宣言のなかで統一を強調しながらも、各省の連邦主義風潮を配慮し次のように述べた。

「中国は広いので、各省はその土地の伝統がある。以前、清政府は強引で中央集権を行い、虚偽の立憲術を推し進めようとしていた。現在各省は連合し、互いに自治を図る。今後行政は中央と各省との関係について、均衡であることを期する」^{〔60〕}。

〔58〕 「胡漢民自伝」党史会編『胡漢民先生文集』第2冊70-71頁。胡春恵 [1987] 『民初的地方主義興聯省自治』（正中書局）62-63頁より引用。

〔59〕 張謇「建立共和政体之理由書」「張季子九録」「政聞録」巻三、43頁。胡春恵 [1987] 『民初的地方主義興聯省自治』正中書局52頁より引用。

〔60〕 「孫中山臨時大統領就任演説」『孫中山全集』第2巻2頁。

民国初期、中央主導権を喪失した革命党は、連邦主義を自己の理論武器とした。なお、清朝末期以来形成した地方主義勢力がその時代に見合った連邦主義という表現を使用し、効果的であったことがわかる。地方主義の代表は郷紳階層である。彼らは地方利益と中国文化の「大一統」⁽⁶¹⁾という両者の均衡を求めていた。

辛亥革命中の各省軍政府の政策や約法には連邦主義色彩は明らかであるが、それは当時の歴史背景がある。武昌蜂起後、独立した各省にとって、清政府軍の攻撃に備えて、互いに連合して新しい中央政府を作らなければならないという需要に迫られたので、各省督都府代表大会を開催した。しかし、独立した各省が、中央権力に対して深い不信があったため、強い中央政府の建設は不可能であった。故に、辛亥革命期間中、連邦主義が提唱され、連邦主義制度が導入された。

第3節 連邦主義退潮の原因

孫文と袁世凱は、政治上のライバルである。彼らは辛亥革命後、臨時大統領と大統領に相次いで就任し、中央集権強化の点においては一致していた。

中華民国臨時政府はそのとき實際上、軍閥割拠のなかにあった。南京臨時政府は名義上中央政府であったが、事実上その権限は、立憲派や清朝の旧官僚が支配している省には、及ばなかった。たとえ革命派支配の省であっても各自為政であった。辛亥革命後、袁世凱政府は強い中央集権性格を

(61) 「大一統」という言葉の出所は『公羊伝・隠公元年』である。「何言乎王正月大一統也」。徐彦は次のように解釈している。「王者受命、制正月以統天下、令万物無不一々奉之以為始、故言大一統也」。「大」とは、重視、尊ぶ。「一統」とは、天下の諸侯が周天子の支配を受けるということをさす。後世は封建王朝が全国を統治することを大一統と呼ぶ。漢語大辞典編集委員会漢語大辞典編纂処編纂 [1988]『漢語大辞典』(第2巻) 漢語大辞典出版社、1322頁。「大一統」という概念の元来の意味は、共通文化の創造を指すことである。

有している単一制をもって、国民統合を試みようとしたが、現実には実現できなかった。中華民国は、事実上、割拠国家であった。

孫文は帰国直前までは、連邦主義を主張していた⁽⁶²⁾。この時期、孫文は異なった視点から連邦主義を考えていた。辛亥革命以前及び帰国直前、彼の新中国建設のモデルは米国であった。孫文は米国を近代国民国家の典型と見なしていた。故に武昌蜂起後、孫文はパリで記者会見のとき、米国を手本として、連邦国家建設すると述べた⁽⁶³⁾。

しかし、1912年元旦、臨時大統領就任演説のなかで、孫文は臨時政府の対内目標として、5つの統一を実現しようと宣言した。すなわち、民族の統一、領土の統一、軍政の統一、内治の統一、財政の統一である。彼は、「漢、満、蒙、回、藏諸地を一国にし、漢、満、蒙、回、藏諸族を一つにする」と述べたうえ、全国各省の連合を呼びかけた。彼は次のように説明した。「武漢の蜂起後、十数行省は相次いで独立した。独立とは、清朝廷から離脱ということ、その他の省に対しては連合ということである。蒙古、チベットも同様である」⁽⁶⁴⁾。1912年8月、宋教仁は新しく成立した国民党のため起草した『国民党大政見』においては、「単一制」を党の政見の5大項目一つとした⁽⁶⁵⁾。

孫文は、近代中国国民国家建設にあたって国民形成は重要な問題であると考えていた。中国の「一盤散砂」の現状を克服するには、強い中央集権の政府が必要であるという方向転換をした。彼は米国に倣って中国各民族を一つの「国族」という形を作りたいと考えていた。「中国には家族主義と宗族主義があるだけで、国族主義〔民族主義〕はない。外国の傍観者

(62) 武昌蜂起直後、孫文は米国を離れ帰国しようとした際、メディアに対して「中国共和連邦成立後の任務を定めた」と述べた。つまり、このとき、彼が考えた中国国家構造形式は連邦制である。張玉法「麦高邁訪問孫逸仙臨時大統領記」台北中華民國資料研究中心編『研究中山先生的史料与史学』初版、363頁。

(63) 前掲『孫中山全集（第1巻）』562頁。

(64) 前掲「孫中山臨時大統領就任演説」。

(65) [1981]『宋教仁集』（下）中華書局489頁。

は、中国人をばらばらの砂だという。その理由はどこにあるのか。中国の一般人民には、家族主義と宗族主義があるだけで、国族主義がないからである」「だから中国人の団結力は、ただ宗族に及びうるだけで、国族にまで拡大することはない」⁽⁶⁶⁾。

孫文は「もしこれ以上、民族主義の提唱に無関心で、四億の人口を一つの強固な民族に結合しようとししないのなら、中国の前途には亡国滅種の憂いが残る」⁽⁶⁷⁾と述べた。孫文のいう国族主義とは、前近代の中国社会を「近代的国民とその国家」に再構築させなければ「亡国滅種」になる危機感があると表明したのである。またこれについて具体的な解釈があった。「これは、近代国民国家への構築を実現しないかぎり、世界に生き残ることができないのだとする現状認識であった」⁽⁶⁸⁾。

袁世凱は、帝国主義時代においては民族国家が強い中央集権でなければならないとし、議会や省自治などは、民族国家を衰弱させる要素であると考えていた⁽⁶⁹⁾。中華民国大統領就任後、彼はさまざまな手を打って中央集権化を図った。たとえば、「廃省改道」⁽⁷⁰⁾、中央財政整理、省議会取消、省官制導入などを決定した。民政長を巡按使にし、地方行政権力を中央政府の派出機構にした。地方税を取り消し、すべての税種を国税にした。その後、各省都督を廃止した。1914年5月1日、『中華民国約法』を公布し、大統領の権限を拡大した。締約権、官制、官規の決定権及び民政長など官吏の任命権を手に入れた。それらの権限は、ここまで、各省省議会や都督の権限であった。しかし、彼の各種の措置は地方の革命党及び地方実力者

(66) [1956]『孫中山選集』下巻、人民出版社590頁。

(67) 同上。

(68) 西村成雄 [1993]「29世紀中国における『国民国家』と社会主義」歴史学研究会編 [1994]『国民国家を問う』青木書店151頁。

(69) 前掲John King Fairbank編 [1993] 284頁。

(70) 「廃省改道」について、劉迪「中国の連邦主義について——章太炎の思想を中心に——」早稲田大学大学院法学研究科『法研論集』96号（2000年12月）140頁参照。

の強い反対を受け、無残にも終わった。

民国初期から連邦制反対勢力の主な説としては、中国は欧米のような自治伝統がないため、連邦制にふさわしくないというところにあった。確かに、中国では欧米連邦制諸国の州や邦のような自治伝統をもっていなかった。

中国は秦時代からすでに中央集権国家を築き上げ、「大一統」の局面を形成した。秦朝以後、中国は統一と分裂の歴史が繰り返されたが、儒教の影響により、中国の正統意識は維持され、「大一統」は主導の考えとして定着した。しかし、同時に、中国の社会下層部の中央との関係は、半独立の状態となっていることも事実である。中国の中央集権国家支配は広大な基礎部まで届かなかったことが特徴だからである⁽⁷¹⁾。故に、近代以来、一部の学者は、欧米と違って、中国は本来独自の地方支配方式を持っている、としている。

米国の学者Will Durantは中国歴代政治を考察した後、次のように指摘した。「中国の地方行政単位は、県、府、道、省である。これらの地方首脳は中央によって任命されるものであるが、実体は自治を行った。どの省も半独立したものである。中央に納税をし、トラブルを起さなければ、朝廷はこれに干渉しない。交通が不便であるため、中央政府の存在は、実際上は象徴的である。人民の愛国感情は、彼らの郷と省にしか届かない。国家まで拡大するということは稀であった」⁽⁷²⁾。

村松祐次は「中国の政府の組織には、清代以前から、極めて統一的な、中央集権的な外形の下に、甚だ複元的・分散的な傾向を包蔵していた。そ

(71) 中国の官僚体制は膨大なものではない。例えば中国明代、最初の明の皇帝は、1371年に、政府関係の官吏の数を5488人以下にしようとした。16世紀でも、中国全体で20400人の管理者と50,000人の下級役人がいたにすぎない。国家官僚機構の役人は総人口の0.5%しか占めていない。故に県以下の広大農村部には、官僚支配の届かない地域ともいえる。

(72) Will Durant, *The Story of Civilization, Part I, Our Oriental Heritage: The Far East*, 1935, pp. 796-797. 胡惠春 [1983] 12頁から引用。

してそれは中国の「政府」——或いは官僚制度のうちで、中国の個々の官吏が示す極めて個別主義的な、私人的な行動態様と結びついていた」⁽⁷³⁾と指摘している。

ただし、このような郷紳階層の地方支配は、伝統的な慣習に基づいて行われたために、地方の法制基礎ができないという難点を伴った。黄仁宇は次のように分析した。「中国の秦漢時代以来の統一は、政治上早熟であったといえる。多くの地方慣行は、他の国家であるならば、法制の基礎まで育ちあげることができたであろうが、中国においてはそのような機会がなかった」⁽⁷⁴⁾。

更に、民国初期において、連邦制は分権であり、単一制は統一であるという短絡的な考えが極めて流行していたので、連邦制の導入にはさまざまな障害があった。一つの例として、連邦制は単一制より分権的であり、中国の統一にふさわしくないというものであった。単一制と連邦制という二分法は、決してそんな単純なものではない。両者の違いは権力の集中または分散にあるわけではない。単一制国家でも地方分権の程度が連邦制国家より優れていることもある。

なお、世界諸国をみると、連邦制国家の中央権限も、時代と共に強くなっている傾向がみられる。例えば米国の連邦権限は拡大の一途を辿った。オーストラリアもそうである。分権という目的だけを考えると必ずしも連邦制が必要ではない。単一制は分権をその特徴とすることもできるし、連邦制国家も集権をその特徴とすることもできる⁽⁷⁵⁾。分権又は集権をもつ

(73) 村松祐次 [1975]『中国経済の社会態制』東洋経済新報社110頁。

(74) 黄仁宇 [1997]『中国大歴史』生活・読書・新知三聯書店65頁。

(75) Martin Diamond, "On the Relationship of Federalism and Decentralization", Danid J Elazar, et al., eds., *Cooperation and Conflict: Readings in American Federalism*, F. E. Peacock Publishers, Inc., 1969, p. 81; Harold Wolman, "decentralization: What it is and Why We Should Care", in Robvert, ed., *decentralization, Local Government, and Markets: Towards a Post-Welfare Agenda*, Oxford: Clarendon Press, 1990, p. 30.

て、単一制または連邦制と区分するのは、無茶である。

単一制と連邦制は国家構造形式としては、二つの基本形式である。二つとも民族主義の実現方式である。連邦制と単一制は民族国家形成と発展の全体方向においては一致している。両者とも国家統一、分裂反対を使命とする。根本目標としては中央政府の役割を果し、社会、政治、経済、文化の協調発展をはかる。

西欧の歴史では、封建割拠、統一中央集権封建国家、更に近代の単一制国家というようなプロセスがみられる。国内市場形成と統一民族形成のためには、単一制国家構造形式というものも必要となった。

連邦制概念はJohannes Althusins (1562-1638) が提起したものである⁽⁷⁶⁾。連邦主義は国家構造形式であると同時に、イデオロギーでもある。イデオロギーとしての連邦主義も一種の民族主義である。民族主義は民族意識を基礎とする政治意識である。民族団結と統一を目標とする集団理性である。単一制と連邦制の内容は多様、豊富なものであり、辛亥革命にかかわる人たちが正確にそれを認識しなかったことが問題なのである。

結 語

中華民国成立直前、梁啓超は新国家が直面している基本的問題は二つあると述べた。一つは政体が君主制か共和制か、もう一つは連邦制か単一制かということであった。第一の問題は、中華民国成立と共に解決されたが、第二の問題は、単一制か連邦制かの論争が21世紀の今日まで引きずり、未だに解決していないという現状である。

世界の広大な国土及び複雑な民族事情を有している国はほとんど連邦制を採用している。一般的に言えば連邦制は多様性を有している国家が統一を図る有効手段である。しかし中国の連邦主義の道程は紆余曲折があっ

(76) Carl J. Friedrich, *Trends of Federalism in Theory and Practice*, New York: Praeger, 1968, p. 12.

た。

中国の国家構造形式の選択は、近代国民国家の枠組を導入・適用するところから出てきた問題である。前近代の帝政中国では、単一制か連邦制かという問題など考える必要もなかった。

西村長夫は「中国社会の20世紀的展開は、それまでの中華帝國的レベルにおける政治的凝縮性が、近代ヨーロッパを起源とする国民国家システムとの衝突のなかで変容をとげる過程にほかならぬ。その意味で、20世紀中国社会空間の変容の特質は、中華帝国システムそのものが近代ヨーロッパの国民国家システムにどのように順応させられるのか、あるいは接合されるのかという点に求められるだろう」⁽⁷⁷⁾と指摘した。確かに、「順応」とは近代中国歴史のモチーフであった。辛亥革命の目標は中国を近代国民国家に築き上げようとするものであった。結果的には、近代国民国家の国家構造形式としての連邦制も単一制も、完全に中国に当てはめることはできなかった。中国はあまりにも広大であり、悠久な歴史を有しているのである。そのうえ、多様な民族、文化を抱えている。辛亥革命以降の90年間、国家構造形式についてさまざまな模索をしてみたが、そのすべてが完全に成功したとはいえない。今後も国家構造形式について更なる議論がなされると思う。将来の中国について次のような論点は注目に値すると思う。それは今後の中国が近代国民国家の国家構造形式を、伝統の「天下」という構造概念に取り入れる可能性を示すものである。筆者はこの論点が、今後の中国の国家構造形式の変容をみる際、一つの要素として考慮すべきである⁽⁷⁸⁾と考える。

(77) 西村前掲書147頁。

(78) 将来の中国の国家構造形式について、大崎雄二は近代への「順応」説に対して否定的な意見を示した。彼は次のように推測している。「香港統治に適用された『一国家二制度』的な形で『大中華（グレート・チャイナ）』が形成される可能性など、従来のヨーロッパ型の国民国家モデルとは全く違う形のフレームを想定する必要があるのかもしれない。そしてその答えは、将来生み出される新しい形ではなく、『天下』としての中国的世界秩序が機能していた過去の

Fairbankは中国連邦主義運動失敗の原因を総括するとき、以下の二点を指摘した。「第一には、巨大な伝統の力がある。『天は二つの日がないし、民は二つの主もない』という考え方は、政治の主導地位を占めている。第二には、外国の干渉の危険によって、すべての民族主義の力を統一支持へと向かわせるようにした。統一のために強力な中央政府が必要だ」⁽⁷⁹⁾。

彼が指摘した第一点は「大一統」の考え方に相当するであろう。辛亥革命以来、中国では連邦制に対する既成概念のみならず誤解も生じた。そこで連邦主義の導入にさまざまなマイナスの影響を与えた。例えば、辛亥革命時代の人々は、単一制＝統一、連邦制＝分裂というような誤解を持っていた。そのために、連邦制の提唱者は「連邦」を避け、「連省」という語に逃げた⁽⁸⁰⁾。

さらに、連邦制国家の成員国は、簡単に離脱できるという印象があった。実はそれが認められるのは例外であった。例えばソ連、前ユーゴスラビアとカナダなどはその例であり、憲法にその規定がある。

連邦国家の中央政府は、決して弱いものではない。中央政府が、外交権の重要部分の最終支配権及び軍事権を持っている⁽⁸¹⁾。

歴史のなかにあるような気がしてならない」。大崎雄二 [1998]「中国の国民統合と「中華民族」」西村長夫編 [1998]『アジアの多文化社会と国民国家』人文書院191頁。

現状に限ってみれば、現代中国は今後、国民国家体制を維持するために、できるかぎり連邦制の要素を取り入れるであろうと考えている。

(79) John King Fairbank『the UNITED STATES AND CHINA』（中国語訳）[2000]世界知識出版社210-211頁。

(80) 『張溥泉先生回憶録・日記』21頁。徐予 [1992] 438頁より引用。

(81) 米国憲法第10条第1項、「各州は条約、同盟もしくは連合を締結してはならない」と規定している。塚元重瀬他 [1983]『注解アメリカ憲法』82頁。第3項「各州は、連邦議会の同意を得ずに、トン数税を賦課し、平時において軍隊もしくは軍艦を備え、他州もしくは外国と協力もしくは協定を締結し、又は、現実に侵略を受けもしくは猶予しがたい緊迫の危険が存する場合でない限り、戦争行為をしてはならない」。塚元重瀬他前掲書86頁。

しかし、Fairbankが指摘した第二の理由は重要視すべきである。中国の連邦主義運動はあいにく20世紀初期の厳しい国際環境に遭遇した、ということである。

辛亥革命時代から、中国での連邦主義適用には、実用主義的な特徴があった。連邦制を主張している革命党はそのときそのときの政策によって連邦主義という道具を利用するかどうかを決めた。地方軍閥は連邦制を割拠の道具として利用していた。こうしたことで連邦主義は分裂の同義語になってしまった。

辛亥革命は、米国のような連邦制の導入が実現できなかった。啓蒙者たちは連邦主義を導入するにあたって、受け入れの土壌としての中国歴史伝統との接合点を見出せなかった。確かに、一時連邦主義と地域主義とは合流し、地域主義者も連邦主義の衣を着ていた。しかし、清末の地域主義は近代国民国家建設目標と矛盾するため、その結合は強固なものにならなかった。

プロセス論の視点から連邦制を考えることは重要である。辛亥革命の時期、制度上の連邦主義は理解されていたが、プロセス論の連邦主義は認識されなかった。連邦制は近代国家の制度である同時に、一種のプロセスでもあった。近代国民国家の形成、維持というプロセスの視点から考えれば、連邦制も単一制も、根本的な違いはないのである。